

大阪・新金岡更池遺跡

しんかなおかさらいけ



(大阪東南部)

- 1 所在地 大阪府堺市新金岡町四丁・五丁
- 2 調査期間 一九八九年(平1)六月~一二月
- 3 発掘機関 堺市教育委員会
- 4 調査担当者 野田芳正
- 5 遺跡の種類 集落周辺の耕作地
- 6 遺跡の年代 一三三〇~一六世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

新金岡更池遺跡は、堺市の北東域に拡がる中位洪積台地上に位置し、標高はOP(大阪湾ポイント。大阪湾満潮時を基準とする海拔)十二

○m前後であり、その範囲

は東西約六〇〇m・南北約一〇〇mを測る。北方一・二kmの長尾街道(大津道)と南方七〇〇mに位置する竹内街道(丹比道)に挟まれ、遺跡の南北二・一kmには百舌鳥古墳群が存在する。また周辺には、金岡ニュータ

ウン造成まで竹内街道を基準とした条里地割(千鳥式)が良好な状態で認められた地域である。

今回の調査は、大阪府住宅供給公社の依頼で実施された試掘調査(一九八〇年六月)の結果に基づき、堺市新金岡駅前土地区画整理事業の一環として行なわれたものである。

検出した遺構としては、井戸一九基・土坑二一基・溝三条・柱穴状遺構などがある。井戸を多く検出したことが当地点の特徴といえる。溝は、幅二五〇cm、深さ約五五cmを測り、調査地内を南東から北西方向へ流れる。水路によって不定形に画された区域には、多くの井戸が存在した。建物を想定できる遺構は検出できていない。井戸は、瓦器椀の年代観から、一三世紀後半から一四世紀前半と、一四世紀後半の二時期に分けられ、一六世紀第四四半期以降にそれぞれ廢絶したものである。

木簡が出土した井戸SE一七は、上口径一〇〇cm×一四〇cm、底径一〇六cm、深さ一八〇cmを測る円形掘形の井戸である。井戸枠施設は残存しない。掘形は垂直に掘り込まれているが、底部付近は崩れて拡がっている。埋土上層では遺物をほとんど認めないが、木簡は、中層の灰色泥土内から、一四世紀後半の瓦質羽釜や瓦等とともに廃棄された状態で出土した。

遺物は、整理用コンテナ約二一〇箱を数える。瓦・瓦器椀の出土量が他を圧倒し、瓦質・土師質製品のほか、中国製青磁椀、備前擂

鉢・甕、常滑甕などが認められた。

瓦類では、法量の大きなものが多く出土したことや、「東福寺」銘の軒丸瓦や文字瓦を出土したことが特徴的である。また、瓦質製品のなかに「時香」が一点認められた。瓦器椀は、ほとんどが「井戸鎮め」に用いたと考えられるものである。

8 木簡の积文・内容

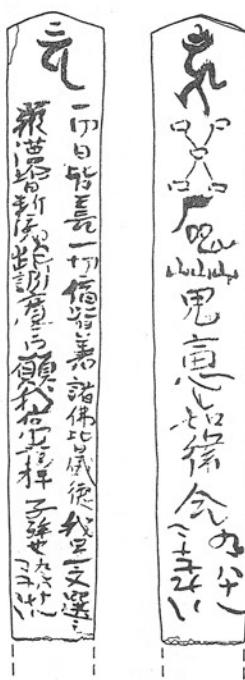
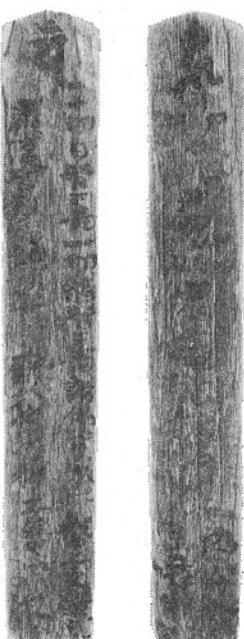
(1) 「^ミ (符籙) 急々如律令_{九十八}」

「^ミ 一切日皆善一切宿皆善諸佛皆威德我_□文選之_{〔是カ〕}
羅漢皆斷漏以此誠實言願我常吉祥子孫也_{〔九十八〕}」

(174) × 26 × 2 019

出土した木簡の形態は、下部を欠損しているが、長方形の材の上端が圭頭状を呈しており、この特徴は、神符の作成要領が記されている『橘家祈禱加持伝』に「但シ札ノ首ヲ劍形ニ削ルナリ」とある規定によく符合する。墨書は両面に存在するが、その記載文は両面とも完結しており、欠損部にまで及んでいないものと判断される。

また、墨書は両面とも比較的明瞭に遺存しており、当時戸外において長期間風雨にさらされていた様子はなく、屋内において使用されていたものと判断される。しかし、材には棟や柱に釘で打ちつけた際の穿孔がない点からみて、その使用方法としては、屋内のかかるべき場所に安置されていたものと推定される。



木簡の記載内容については、表面は文頭に梵字の種子「hūm」を冠するが、この種子は阿闍梨、馬頭觀音、金剛夜叉明王等を表わす際に用いられるため、その特定は困難である。梵字の下には、三つの符籙を順次記している。すなわち、四隅と中央に「口」字を配しその各々を対角線状に棒線で結んだもの、「戸（しかばね）」の下に「鬼」字を配したもの、「山」字を三つ並列横書した下に「鬼」字を配したものである。ついで呪句「急々如律令」が続き、下端の左

右には、道教の九宮八十一神、八卦七十二星神でもって陰陽順逆・相生相剋の理を表わす「九八十一」と「八九七十二」(天地逆)を小書している。

一方、裏面は文頭に金剛界大日如来を表わす梵字の種子「vam」を冠し、次いで左右二行に分けて、室町時代頃から今日に至るまで棟札の常用句として使用される五言六句調の「一切日皆善、一切宿皆善、諸佛皆威徳、羅漢皆斷漏、以此誠實言、願我常吉祥」が続く。

ただし、現在の慣行では、二句目が「一切宿皆賢」、六句目が「願我成吉祥」であるが、「星宿日月皆善に仏の徳はますます輝き、羅

漢(仏弟子)は皆戒律を守って正しい生活をし、言の如くに全て正しく行なわれ、私は常に吉祥でありますように」という徳行を讀える大意を大きく逸脱するものではない。さらにその下には、やはり左

右二行に分けて「我是文選之子孫也」と記すが、「文選」は「文宣」の音通と解釈される。「文宣」は唐の玄宗によって贈られた孔子の謚号であり、「忠孝の道を説く祖師である孔子の子孫として徳行を積んでいるので守護してほしい」という意味になろう。最後に左行の文末の左右には表面同様「九八十一」と「八九七十二」(天地逆)を小書している。

本木簡は近年中世遺跡から出土例が増加している所謂「呪符木簡」であるが、裏面に記載のある「我是文選之子孫也」を重視するならば、「文宣王木簡」と呼称することも可能であろう。これに類

似するものとしては、「蘇民将来之子孫(宅)也」と記す呪符木簡の出土例が比較的多い。しかし、本例に見られる「文選之子孫也」は、現在管見の限りでは初めての出土例であり注目に値する。

木簡の釈読については、千手寺住職(奈良大学講師)木下密運氏のご教導の下に、嶋谷和彦がこれにあたった。

9 関係文献

堺市教育委員会『新金岡更池遺跡発掘調査概要報告——NKA 8・防火水槽地点の調査——』(『堺市文化財調査概要報告』110 一九九一年) 同『新金岡町所在遺跡発掘調査抄報(中世墓地の調査)』(一九七八年)

(178)
8・9 野田芳正
嶋谷和彦